

県営繕課と電業協会との意見交換会議事録（令和２年度）

- 1 日 時 令和２年１１月９日（月） １３時３０分～
2 場 所 県庁 第二庁舎 ４階 第３２会議室
3 出 席 者

鳥取県 （１０名）

総務部 営繕課

課 長	隠 樹	正 人
参 事	下 田	悟
課長補佐	岩 村	英 明
課長補佐	松 田	秀 和
課長補佐	神 谷	朋 之
課長補佐	堀	雅 貴
係 長	清 水	裕 詞

県警本部 交通規制課

課長補佐	岩 城	毅
係 長	前 田	浩

警務部会計課

係 長	安 田	文 明
-----	-----	-----

一般社団法人 鳥取県電業協会 （７名）

会 長	岡 本	安 量
副会長（東部支部長）	山 本	淳
副会長（中部支部長）	寺 地	建
副会長（西部支部長）	濱 田	修
理 事（東部副支部長）	木 原	謙 一
理 事（西部副支部長）	松 田	武 志
事務局長	太田垣	順

4 挨拶

（岡本会長）本日はお集まり頂きありがとうございます。

営繕課の皆様には午前中に引き続きよろしく申し上げます。

警察本部から３名の出席ありがとうございます。

昨年の意見に対する要望もありますし、午前中の専門工事業との意見交換会と重なる意見もあると思いますが、それだけ皆が気になっている意見だと思しますので、それなりの回答をいただきたいと思っております。建設的な議論をよろしく申し上げます。

（隠樹課長）本日はご出席ありがとうございます。電業協会の皆様には日頃か

からお世話になっており感謝申し上げます。先月電業協会との若手技術者との意見交換会を初めて実施しましたが、非常に有意義な会になったと思います。本日も議題を頂いております。有意義な会になればと思っています。

5 意見交換

【概要】

電業協会から事前に提出した「意見、要望」について議論した。結論の出ないもの、最終決着しなかったものもあるが、要点のみ記載した。

(1) 交通信号機工事の発注について

鳥取県警察本部発注の交通信号機工事の発注については、通常、複数の交差点での工事をまとめて一つの工事物件として積み上げて発注されますが、その際に最近では工事の代表地点（工事名として採用される交差点名称）が西部地区なのに中身をみると西部の交差点での工事が1～2件で残りの大半（工事物件によるが、10件程度）は東部地区や中部地区での工事という内容もあります。

発注する側の都合もあるとは思いますが、受注する側の都合としては、やはり、利便性、実際に現地調査、近隣挨拶廻り、工事する際などの都合から極力、東中西の区域ごとに分けて発注をしていただきたく思います。国道9号などの工事で21時以降の夜間作業となる交差点もありますが、工事箇所がまばらで自社から遠方の上、そのような条件が重なると余計に入札に参加する業者も減るのではないかと思います。とくに夜間作業を伴う場合は国が推進する働き方改革の流れを妨げる機会をつくりだす可能性もあるものと思います。

ご検討のほどよろしく申し上げます。

また、昨年の意見交換会で、別紙の意見要望事項を提出させていただき、信号工事を受注減点の対象外とすることについては、「今のままでと応札できないことになる恐れがあり、今後諸条件を整理して問題を洗い出した上で検討したい」というご回答でしたが、その後どうなりましたでしょうか。途中経過でも結構ですので教えて頂きたいと思います。

[信号機の工事発注の地域区分について]

(県警) 原則東・中・西部各地区に区分して発注するように努めているが、特殊な機械でかつ機器製作に長期間を要するもの、工事内容と地域性を考慮して1件で発注することが効率的な場合、また入札不調になった工事を再度発注する場合は、地域性を考慮せずに一つの工事として発注する場合がある。

このようなご意見をいただいたので、今後も一層地域性を考慮した発注に努めていきたい。

(協会) 今年発注分で、夜間作業を伴う工事を西部の社が落札したが、ほとん

どが東部地区の工事であり、これは大変だと思ったので改善できるころはお願いしたい。

(県警) 信号機工事の電源負荷装置についてコロナの影響で製造が出来ないというメーカーが何社もあり、製造出来るメーカーについても納期の日数がかかるということで、一括して出した方がよいということで今回はまとめて発注させていただいた。

ご要望を考慮しながら今後の工事発注をしていきたい。

[信号工事を受注減点の対象外とする意見要望に対する対応状況について]

(県) なかなか難しい問題で、建設業法上電気工事に分類されているので他業種で出すことは出来ないし、受注者に公平に配慮する観点からいくと相当な理由が必要である。

去年は条件を整理して検討するというところで終わった。県土整備部とも話をしたが制度を変えるのは難しいということで止まっている。午前の専門工事業との意見交換会でもあったが、これ1本では難しいのでたとえば総合評価入札の見直しをしていく際に再度見直しを検討していくのがよいのではと思っている。

前回の不落以降、企業努力もあったと思うが今年度入札不調は1件だったのだが、その後の状況をお聞きしたい。警察本部から話があったように機器の一括発注にしたほうがやりやすい面があると思う。

(協会) 年度後半の発注が多かったので入札参加しやすかったのではと思う。

さきほど機器受注メーカーに限られるという話が出たが、入荷が可能であればメーカーはどこでもよいか？

(県警) 指定された仕様に合致していればメーカーは限定しない。

(※県警本部の出席者退席)

(2) 現場監理体制（工程管理）について

現場監理は現状、設計事務所、もしくはコンサルタントに業務委託で監理を任せています。この体質で県の監督員と接する機会が少なくなり関係が希薄になりつつあります。

10月1日より建設業法の一部改正もあり、そのなかで働き方改革の促進

・長時間労働の是正（工期の適正化等）があげられています。

国土交通省は必要な工期の確保と施工時期の方策を講ずることを努力義務化とあります。作業にかかる前には適正な工程を組むような形になると思いますが、ここで提案です。

適正な工程表はもちろん必要ですが、様々な理由で工程のずれが生じる場合があります。天候であったり、資材の入荷であったり、人員の具合であったり、その時に生じた工程のずれをどのように取り戻すか、どの様に情報を取り（工程のずれ）是正するかが重要だと思います。ずれ、遅れの改善ないと最終的には設備系の工事に影響が出るのは間違いありません。当然、品質・安全に

も影響はあるでしょう！

工程管理が品質面・安全面ほかすべてのレベルを左右すると確信しています。改善策として短期的な定例会を開くこと。(県の監督員参加！)

そこで、工程のずれが生じていたら是正勧告をし、次回に是正報告を受け修正を繰り返していく。というのはどうでしょうか？

(協会) 適正な工程表を作成するよう取り組むとあるが、何かあれば工程を延ばすというだけでは何の解決にもならない。なぜ延びるのか原因を追究して修正をかけることが必要と思う。そのため定例会に県の監督員が出席していただきたい。そうすることで現場内の秩序が守られ、時間の管理が出来るようになると思う。

(県) ご意見ごもっとだと思う。工程管理が不十分だと安全がおろそかになり工程が詰まっていくことになる。工程の協議が必要であれば早めに言っていただきたい。県の監督員は月例には出席しているが、週例には工事件数があるのでなかなか出られないこともあると思うが、本当に工程調整が必要な時には県も含めて修正していくことが必要と思う。その際はとにかく関係者皆が集まる必要があるので早めに言ってほしい。

(協会) 監理委託業者は単なる中間業務になっていてなかなか回答が返ってこない。県の監督員が現場を実体験して声を聞き、物を見ることが現状を理解しやすいと思うので現場に来る機会を増やしてほしい。

(県) 工程のずれで設備がしわ寄せを受けるのは間違いないと思う。概成工期を実施するにあたり、設備の施工期間を2週間見るように考えているが、適当な物件がなかなかなくて県営住宅TRを対象にしてはどうか。

(協会) 県営住宅TRはそこまでの工事ではないと思う。とにかく建築工程を短縮する努力が必要。当然のようにずるずる惰性で工程管理をしているので何とかしてほしい。

(県) 県の監督員に相談しにくい雰囲気はあるか？

(協会) 県の監督員とは昔のような付き合いもなく、関係が希薄になっている。

(県) 県の担当者にもよると思うが、現場で起こっていることが現場の声として営繕課に伝わってこない。場合によっては直接営繕課にも情報共有していただくとありがたい。そうすれば営繕課から工事監理している県の出先機関にも話が出来るといい。どこまで情報共有できているのか把握することも必要。

(協会) 県の監督員の定例会参加については、少しの工程のずれの改善のためにまで来ていただかなくてもよいが、月単位だけでなく、もっと短い周期で来ていただきたい。

(県) なかなか週1回は難しい。定期的ではなく重点期間に出てもらうのがよい。必要に応じて営繕課も出席させていただく。そういう場合監理事務所はきちんと動かないか？

(協会) 設備の監理者は建築の下請という意識があり、遠慮して大きな声で言えない。県の建築・電気・機械の各監督員が出ていただいたほうがよい。

(県) 県の監督員も声を出して工程を修正しなければならない。

(3) 米子市民体育館の計画について

米子市と合同で検討されている米子市民体育館の計画について電気業界として直接お聞きしたいです。

PPP/PFI方式 ?

(県) 午前の専門工事業との意見交換会でも話をしたが、担当の県の資産活用に聞いたところ現在検討中とのこと。県と米子市で米子産業体育館、米子市民体育館、米子市営武道館の3館を統合して市民体育館として整備することが検討されていて、県と市で整備検討委員会を設置して整備内容について意見交換をしているところである。

整備手法としては、事業費が10億円を超えることが見込まれるため、県と市の規程により令和3年度にPPP/PFI手法を検討するとしていて、まだ決定はしていない。整備検討委員会の資料は米子市のホームページで閲覧できるので確認してほしい。

市民体育館の場所に市から財産移管を受けた県営プールがあって、電源を市民体育館から受けている。まだ私案の段階ではあるが整備の時期に合わせて受電を独立させようと考えている。まだどうなるか分からないが、場合によっては協会の皆さんの協力をお願いしたいと思っている。

(4) 交通誘導員の設計単価と実行単価について

毎年どこかの協会・組合等で、設計単価と実行単価の開きについて改善要望が出ています。新年度に市場調査して市場単価での金額に設計計上していただきたいです。

今年度	県単価	誘導員	A	13,900円	業者見積	18,000円
			B	11,000円		15,000円

以上のように、使えば使うほど赤字が増えます。
改善をお願いします。

(県) 県の交通誘導員の設計単価の算出ベースは、国交省が都道府県別の毎年公共労務単価を作成していて鳥取県も同じ単価を採用している。

この労務単価に対して共通仮設費と警備会社の必要経費である現場管理費が3割くらいになるので、1.3倍してこれに消費税を加えるとほぼ業者見積価格に近づくのではと思う。

県単価には基本給、ボーナスが含まれていて、含まれていないのは休日・深夜労働と法定管理費で、法定管理費には一般管理費と現場管理費が含まれ

- るが、警備会社が提出した見積書には何が含まれているか。
- (協会) 見積書には明細が書いてないのでわからない。
- (県) 見積には法定福利費として一般管理費と現場管理費は含まれていると思う。
- (協会) 営繕工事の場合は言われるとおり適正だと思うが、信号工事の場合は積算がよくわからないので、内訳書を公開していただければわかりやすい。
- 県道工事の場合は道路維持という経費がつくが、信号工事にはそれが無い。(県警本部担当者は既に意見交換会の場から退席されている。)
- 国交省は情報公開請求をすれば開示できるが県はどうか。
- (県) 県でも開示請求はできる。
- (協会) 内訳書の開示請求について県警本部に確認してみる。

※その後営繕課が警察本部と話をした結果、事前に警察本部に連絡をいれれば任意公開で内訳書の閲覧が可能とのことでした。

(連絡先：県警察本部交通規制課 TEL (代表) 0857-23-0110)

警察本部からは、信号工事の入札終了後であれば事前に連絡を入れて警察本部に出向けば直接閲覧させてもらえるようです。その際内訳書のコピーをいただくことはできませんが、閲覧時のメモ取りは可能とのことでした。

(5) 照明器具の規格・基準等の見直し及び確認を
最近受注した「私都川河川監視カメラ設置工事」について 投光器の仕様が

(1) 夜間撮影用投光器(全局)

入力電圧 AC100V

消費電力 235W

ランプ LEDランプ

となっています。LED照明については、日々技術革新が進んでいます。現在ではAC100Vで235Wの投光器は製造されていません。

念のため過去(平成28年度)に受注した「陸上海岸外海岸監視カメラ設置工事」の仕様書を確認したところ同じものでした。当時はこの規格の照明器具はありました。

現在公告中の「危機管理型水位計及び河川監視カメラ設置工事(交付金)」及び「日野川河川監視カメラシステム等整備工事(交付金)」の投光器の仕様も同じです。

照明器具の規格においては消費電力ではなくて光束(22,000 lm)等による表示にされるように検討をお願いします

(県) ご指摘の内容ごもっともである。消費電力が照明器具の性能を示しているわけではない。発注元の河川課に検討をお願いしている。

こうなったのは一括設計したものを年次的に出して同じ設計が使われているのが実態である。

照明器具の規格を光束（lm）にするか、照度（lx）にするかは検討するがどちらがよいか。国交省は照度で表示しているようだ。

（協会）光束（lm）の方が機器選定をしやすい。

（県）たしかに照度だと照射距離で値が違ってくるし、標準図でも照明器具はlm表示となっているので光束の方がよいと思う。河川課にはアドバイスするが光束がよいとは言っている。

工事では試験結果を求められた時は照度測定をするのであろうが、光束についてはメーカーの試験成績書で確認すればよいと思う。

6 その他の意見

（1）地域毎の施工時期の平準化について

（協会）午前中の専門工事業との意見交換会で施工時期の平準化の話が出たが、難しいこととは思いますが地域別の施工時期の平準化についても考えていただきたい。東中西部で同じ期間に忙しい時、そうでない時の開きが大きいため、地域全体での工事量の平準化をしていただけたらありがたい。

（県）難しいとは思いますが小さい調整はできると思う。新築工事、500万以上の工事は各所管課からの予算要求に基づいて計画するので調整は無理であるが、中長期保全計画関連の工事については多少なら調整は出来なくはないと思う。

それから低炭素化、省エネ化の話が再度盛り上がっていて、まだ私案ではあるが、たとえば電気であれば県内施設のLED照明を数年間で整備できないか検討していて、そういう場合は調整できるかもしれない。

工事の実施計画について営繕課には主導権がないため、結果として時期によって特定の地域に偏ってくる。地域毎の平準化はハードルが高い。

（2）交通誘導員の確保について

（県）交通誘導員の数が少なく確保が難しくなっているという話を聞いている。たとえば協会ですべて交通誘導員の確保はできないか。

（協会）土木とでは規模が違いすぎるので難しい。土木では年間契約を結んで確保しているところが多い。

（3）県工事の週休2日制について

（協会）協会として週休2日に取り組みたいが、建築業界に取り組んでいただかないと休めない。建築工事業者への働きかけはどのように行っているか。

（県）建築業者で1社週休2日にしているところ、隔週で休んでいる社もあるが、会社が休みになっても現場が休まなかったり、公共工事だけ休みにしても休みの日に民間工事をしているのでは意味がない。業界全体で週休2日の確保に取り組むようになるにはもう少し時間がかかると思う。

（協会）新規採用では就職先に迷ったら週休2日制を取っている会社を選ぶ。

（県）少なくとも休日の振替が出来るようにしないとよくないと思う。

（協会）他がそうなるのを待っていても進まない。まず自分の会社から週休取得できるシステムにしなければならないと思う。

- (県) 土木ではほぼ公共依存なので休みは取りやすいが、建築では8割が民間依存となっている。建築・設備が一体で動いていると考えると、まず建築が週休2日や土日を休みにしていかないと若い人が入ってこなくなり後継者問題に発展していくと考えられるが、公共が休みにしても民間は休まない。
- (協会) 会社組織ならば休みの確保も可能だが一人親方は休んではいけない。発注者も受注者も一緒に取り組まないと進展しないと思う。
- (県) 確かに一人親方は収入が下がるので週休2日を望んでないことも考えられる。
- (協会) 週休2日制を定着させるためには、労務単価も割増が必要ではないか。
- (県) そのとおりである。割り増しを見てはいるが、建設業協会からは全然足りないと言われている。

(4) 自社設計について

- (県) 設計事務所が設計をしているが、依頼されたらある程度設計はできるか？
- (協会) 依頼はある。調査して図面を書いてほしいと言われる。
自社で図面作成だけでなく、数量拾いや積算もしている。

7 県営繕課からの情報提供（別添資料参照）

- 新型コロナウイルス感染対策と工事評定について
国からの別添文書「新型コロナウイルス感染症に係る請負工事成績評定要領の弾力的な取り扱いについて」にもあるが、コロナ感染の影響で工期延期等が発生してもペナルティがつくことはない。
- 建設キャリアアップシステムについて
建設キャリアアップシステムが経審や総合評価に活用される動きがあるかという質問があったが、鳥取県では今後の検討事項であり。今後動きがあれば情報提供する。
- 電子納品・情報共有運用ガイドラインについて
情報共有システムについて、現在適用範囲が電気工事では請負対象設計金額1,500万円以上の工事となっているが、来年度からは適用範囲250万円以上の工事に拡大する予定なので積極的に利用してほしい。
- 工事量が少量・僅少の場合の設計単価について
今年公共建築工事積算基準を改正して、施工数量が少量・僅少の場合の数量割り増し等の算出方法を国基準に合わせて改正した。
ホームページで公開しているのでご覧いただきたい。
- インターンシップ事業及び資格取得支援事業について
インターンシップ研修については高校生の受入をしていただいで感謝している。今年はコロナ禍の影響で取りやめる学校も出ているが、受入企業には必要経費の一部支援を行っているので活用してほしい。
また、電気工事施工管理技士等の資格取得のための講習に係る経費の一部支援も行っているので活用してほしい。

○鳥取県県有施設中長期保全計画について・・・別添資料参照

○LED照明器具更新の発注について

(県) 先ほどの意見を出された施工時期の平準化の際にも話をさせていただいたが、県有施設のLED照明器具の更新を年次的に発注することを検討していて、工事ではなく委託業務で発注するというのはどうか。

委託業務にすると経費が安くなる、受注減点がなくなる等のメリットがあるがご意見を聞きたい。なお、受注するには委託業務としての県の登録が必要となる。

(協会) 言われるようなメリットがあるのは理解するが、物品で出すと工事検査もないし技術力も問われないので品質が保証できないのではないか。安請け合いをするとメンテナンスが大変になる。責任分担が難しくなるので経費が高くなっても工事ですべて出していただくほうがよい。

閉会の挨拶

(岡本会長) 本日はありがとうございました。

この意見交換会はすばらしい提案が出てきます。ただ、何年も続けて同じような内容の意見が出てくる場合もあり、まだ納得しきれてないこともあると思いますが、繰り返し意見交換して進化していくものだと考えています。今後も新しい意見要望を出していきますので対応をよろしくお願いします。

以上